

平成 2 8 年 第 1 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

目 次

議第 1 号	平成 2 8 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 2 号	平成 2 8 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 3 号	平成 2 8 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 4 号	平成 2 8 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	平成 2 8 年度各務原市下水道事業特別会計予算	別冊
議第 6 号	平成 2 8 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 7 号	平成 2 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 8 号	平成 2 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）	別冊
議第 9 号	平成 2 7 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）	別冊
議第 1 0 号	平成 2 7 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 1 1 号	各務原市職員の退職管理に関する条例について	1 頁
議第 1 2 号	各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について	4 頁
議第 1 3 号	各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改 正する条例について	6 頁
議第 1 4 号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 1 5 号	各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例について	2 3 頁
議第 1 6 号	各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改 正する条例について	2 5 頁
議第 1 7 号	各務原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例に ついて	2 7 頁
議第 1 8 号	各務原市部設置条例の一部を改正する条例について	3 0 頁
議第 1 9 号	各務原市行政不服審査法施行条例について	3 2 頁
議第 2 0 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	4 0 頁
議第 2 1 号	各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 について	4 2 頁

議第 2 2 号	各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例について	4 4 頁
議第 2 3 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 6 頁
議第 2 4 号	各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 8 頁
議第 2 5 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	7 1 頁
議第 2 6 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	7 3 頁
議第 2 7 号	各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について	7 5 頁
議第 2 8 号	各務原市青年館条例の一部を改正する条例について	8 5 頁
議第 2 9 号	各務原市体育施設条例の一部を改正する条例について	8 7 頁
議第 3 0 号	各務原市民広場設置条例の一部を改正する条例について	9 0 頁
議第 3 1 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	9 2 頁
議第 3 2 号	各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例について	1 0 5 頁
議第 3 3 号	各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	1 0 7 頁
議第 3 4 号	工事委託契約の締結について（平成 2 8 年度木曾川小網樋管改築工事）	1 0 9 頁
議第 3 5 号	土地の無償貸付の変更について（中部学院大学用地貸付）	1 1 1 頁
議第 3 6 号	権利の放棄について	1 1 2 頁
議第 3 7 号	権利の放棄について	1 1 3 頁
議第 3 8 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 8 5 9 号線ほか 2 路線）	1 1 4 頁
議第 3 9 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 3 7 3 号線）	1 1 7 頁
議第 4 0 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 2 0 頁
議第 4 1 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 2 2 頁
議第 4 2 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 2 4 頁
議第 4 3 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 2 6 頁
議第 4 4 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 2 8 頁

議第45号	各務原市農業委員会委員の任命について	130頁
議第46号	各務原市農業委員会委員の任命について	132頁
議第47号	各務原市農業委員会委員の任命について	134頁
議第48号	各務原市農業委員会委員の任命について	136頁
議第49号	各務原市農業委員会委員の任命について	138頁
議第50号	各務原市農業委員会委員の任命について	140頁
議第51号	各務原市農業委員会委員の任命について	142頁
議第52号	各務原市農業委員会委員の任命について	144頁
議第53号	各務原市農業委員会委員の任命について	146頁
議第54号	各務原市農業委員会委員の任命について	148頁
議第55号	各務原市農業委員会委員の任命について	150頁
議第56号	各務原市農業委員会委員の任命について	152頁
議第57号	各務原市農業委員会委員の任命について	154頁
議第58号	各務原市農業委員会委員の任命について	156頁
議第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	158頁

議第 1 1 号

各務原市職員の退職管理に関する条例について

各務原市職員の退職管理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員（法第38条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、同条第1項に規定する再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として市の規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。）若しくは議会の事務局の職員又はこれらに類する者として市の規則で定めるものに対し、法第38条の2第1項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として市の規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。以下同じ。）の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。以下同じ。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他市の規則で定める場合を除き、市の規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に市の規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、同条に規定する職員であった者が、この条例の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合について適用する。

議第12号

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第13号

各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、降給の事由等を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和38年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に、「職員の意に反する降任、免職、休職の手續及び効果に関し、規定することを目的」を「職員の分限に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 法第28条第1項第1号の事由による処分を行う場合は、職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語（能力評価又は業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。以下同じ。）が最下位の段階である場合（以下「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められた場合で、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかなきとすること。
- (2) 法第28条第1項第2号の事由による処分を行う場合は、任命権者の指定する医師2人によって長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断をされ、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合とすること。
- (3) 法第28条第1項第3号の事由による処分を行う場合は、職員の適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合で、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかなきとすること。

第2条第1項第4号中「同条同項第4号（廃職、過員）」を「法第28条第1項第4号」に改める。

第7条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の4条を加える。

（降給の種類）

第7条 降給の種類は、降格（職員が意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員が意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下

同じ。)とする。

(降格の事由)

第8条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって心身の故障があると診断をされ、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

2 職員は、前項第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(降号の事由)

第9条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第10条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第4条第1項中「(心身の故障による休養)」を削り、同条第2項中「休暇」を「休職」に改め、同項ただし書中「2人」の次に「(任命権者及び当該職員が同意するときは、任命権者の指定する医師1人とすることができる。)」を加え、同条第3項中「(刑事事件による起訴)」を削り、同条を第5条とする。

第3条中「前条第1項第2号及び第2項」を「第2条第1項第2号及び第2項並びに前条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第2条第1項第2号中「任命権者の指定する医師2人」とあるのは、「任命権者の指定する医師2人(任命権者及び当該職員が同意するときは、任命権者の指定する医師1人とすることができる。)」と読み替えるものとする。第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第3条 職員は、前条第1項第2号に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第14号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

職員の給料の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「8級であるもの」の次に「（以下「特定管理職員」という。）」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が8級である職員」を「特定管理職員」に改め、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が8級である職員」を「特定管理職員」に改め、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を加える。

附則第15項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「職務の級が8級である職員」を「特定管理職員」に改め、「100分の1.425）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
再任用 職員以 外の職 員	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400

41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		

85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
94		293,600	341,400						
95		294,000	341,900						
96		294,400	342,300						
97		294,600	342,400						
98		294,900	342,900						
99		295,300	343,300						
100		295,700	343,600						
101		295,900	343,900						
102		296,200	344,300						
103		296,600	344,700						
104		296,900	345,100						
105		297,100	345,600						
106		297,400	346,000						
107		297,800	346,400						
108		298,100	346,800						
109		298,300	347,300						
110		298,700	347,700						
111		299,100	348,000						
112		299,400	348,300						
113		299,500	348,800						
114		299,800							
115		300,100							
116		300,500							
117		300,700							
118		300,900							
119		301,200							
120		301,500							
121		301,900							
122		302,100							
123		302,400							
124		302,700							
125		303,000							
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第24条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
再任用 職員以 外の職 員	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400

41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	
71	208,600	251,900	282,100	310,600	
72	209,200	252,400	282,800	311,100	
73	209,700	252,600	283,600	311,400	
74	210,300	253,000	284,300	311,900	
75	210,900	253,500	285,100	312,400	
76	211,700	254,000	285,900	312,800	
77	211,900	254,600	286,500	313,000	
78	212,600	255,000	287,000	313,300	
79	213,200	255,500	287,500	313,600	
80	213,800	256,000	287,900	313,900	
81	214,500	256,300	288,300	314,200	
82	215,100	256,600	288,700	314,500	
83	215,700	256,900	289,200	314,800	
84	216,400	257,200	289,700	315,100	

85	217,100	257,400	290,100	315,300
86	217,700	257,600	290,700	315,700
87	218,300	257,900	291,300	316,000
88	219,000	258,200	291,900	316,200
89	219,500	258,400	292,200	316,400
90	220,100	258,600	292,700	316,700
91	220,700	259,000	293,200	317,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	
104	227,600	262,600	298,600	
105	228,000	262,800	298,900	
106	228,500	263,000	299,300	
107	229,000	263,300	299,700	
108	229,400	263,500	300,100	
109	229,600	263,800	300,400	
110	230,000	264,100	300,800	
111	230,500	264,400	301,200	
112	231,000	264,600	301,500	
113	231,400	264,800	301,700	
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	

	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再任用 職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

第2条 各務原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第2項中「職員」を「行政職給料表（1）の適用を受ける職員」に、「これを前項の給料表（以下「給料表」という。）」を「これを当該給料表」に、「職務の内容は、市の規則で定める」を「標準的な職務の内容は、別表第3に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市の規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 行政職給料表（2）の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを当該給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市の規則で定める。

第5条の2第1項中「給料表」の次に「（以下「給料表」という。）」を加える。

第6条第1項中「及び第5条第2項」を「並びに第5条第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「市の規則」を「第5条第2項及び第3項並びに市の規則」に改める。

第21条の2第1項中「規定する休日等」を「規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」に改める。

第22条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第23条第1項中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を「100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則第15項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）」を「100

分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）に、「6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表（1）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主任主事の職務 2 主任技師の職務 3 主任保健師の職務 4 主任保育士の職務
4級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 技術主査の職務 4 保育所主任の職務 5 困難な業務を行う主任保育士の職務 6 指導主事の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 主任主査の職務 3 保育所園長の職務
6級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う保育所園長の職務
7級	1 次長の職務 2 課長の職務 3 参事の職務 4 委員会等の事務局の長の職務
8級	1 部長の職務 2 会計管理者の職務 3 消防長の職務 4 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 5 参与の職務

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条第2項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4第1項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

(各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に、「100分の155」を「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

別表第2(第8条関係)

一般任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	214,000
2	254,000
3	273,400
4	288,500
5	313,900

第4条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第22条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には

は」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(各務原市職員の給与に関する条例第23条第1項の改正規定を除く。)

及び第4条の規定 平成28年4月1日

(2) 第2条(各務原市職員の給与に関する条例第23条第1項の改正規定に限る。)

の規定 平成28年12月1日

2 第1条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新給与条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の各務原市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(各務原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第5号。以下「平成27年改正条例」という。))附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市の規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第15号

各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議第16号

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成11年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 職員の休業に関する状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第17号

各務原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

各務原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要

な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、改正法第2条の規定による改正前の法第10条第3項の規定により公示した事項については、第2条の規定による公示があったものとみなす。

議第18号

各務原市部設置条例の一部を改正する条例について

各務原市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

部の分掌事務を見直すため、この条例を定めようとする。

各務原市部設置条例の一部を改正する条例

各務原市部設置条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長公室の項に次の1号を加える。

(5) 市民生活の安全に関すること。

第2条の表企画総務部の項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第19号

各務原市行政不服審査法施行条例について

各務原市行政不服審査法施行条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会の設置、写しの交付手数料等を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する手数料の額は、交付に係る同条第1項に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)ごとに次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

区 分	交付の方法	金 額	
対象書面等	複写機により用紙の片面又は両面に複写したものの交付	白黒	A3判(日本工業規格A列3番をいう。以下同じ。)まで1枚につき10円
		カラー	A3判まで1枚につき50円
対象電磁的記録	用紙の片面又は両面に出力したものの交付	白黒	A3判まで1枚につき10円
		カラー	A3判まで1枚につき50円

備考 用紙の大きさがA3判を超える場合の手数料の額は、実費相当額とする。

(手数料の納付)

第3条 手数料は、法第38条第1項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等(法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人をいう。次項において同じ。)は、同項の規定による交付を求める際に、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければ

ならない。

- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（準用）

第5条 前3条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

（各務原市行政不服審査会）

第6条 法第81条第1項の規定により本市に設置する機関の名称は、各務原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

（組織）

第7条 審査会は、委員3人以内をもって組織し、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員（第9条の専門委員を含む。第10条第2項及び第3項において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解嘱されるものとする。

（会議）

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

（その他運営に関する事項）

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人情報保護・情報公開審査会	委員	日額	6,500円	を
----------------	----	----	--------	---

」

「

個人情報保護・情報公開審査会	委員	日額	6,500円	に改
行政不服審査会	委員	日額	6,500円	
	専門委員	日額	6,500円	

」

める。

（各務原市税条例の一部改正）

3 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(各務原市個人情報保護条例の一部改正)

- 4 各務原市個人情報保護条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続の適用除外)

第19条の2 第17条第1項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（次条第1項において「開示決定等」という。）に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第20条 実施機関は、開示決定等について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、各務原市個人情報保護・情報公開審査会（第21条において「審査会」という。）に諮問し、その審査を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示に反対の意見が陳述された場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(諮問した旨の通知)

第20条の2 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人を

いう。次号において同じ。)

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第21条中「前条に規定する」を削る。

(各務原市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の各務原市個人情報保護条例第5章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同条例第19条の2に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）に係る審査請求から適用する。

(各務原市情報公開条例の一部改正)

6 各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（以下「請求者」という。）」を削り、同条第1号中「請求者の」を削る。

第8条第2項中「請求者」を「前条の規定による公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続の適用除外)

第10条の2 第8条第1項の決定又は公開請求に係る不作為（次条第1項において「公開決定等」という。）に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第11条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第11条 実施機関は、公開決定等について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、各務原市個人情報保護・情報公開審査会（第12条において「審査会」という。）に諮問し、その審査を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公開決定等について、反対の意見が表明されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(諮問した旨の通知)

第11条の2 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第12条中「前条に規定する」を削る。

(各務原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の各務原市情報公開条例第10条の2から第11条の2までの規定は、施行日以後の同条例第10条の2に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）に係る審査請求から適用する。

(各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正)

8 各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2年」を「3年」に改める。

第5条第1項中「不服申立てのあった個人情報保護条例又は情報公開条例に基づく実施機関の決定に係る公文書又は個人情報」を「審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）のあった個人情報保護条例第19条の2に規定する開示決定等に係る保有個人情報又は情報公開条例第10条の2に規定する公開決定等に係る公文書（以下この項において「公文書等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

第7条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条の次に次の5条を加える。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければ

ならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 第1項本文の場合において、審査会は、審査請求人又は参加人の陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、その指名する委員に必要な調査をさせ、又は審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の閲覧等)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定により写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(答申書の送付)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例第5条から第10条までの規定は、施行日以後の開示決定等又は公開決定等に係る審査請求から適用する。

議第20号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例(昭和38年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条の6中「52万円」を「54万円」に改める。

第13条の6の12中「17万円」を「19万円」に改める。

第19条第1項中「52万円」を「54万円」に改め、同項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第3項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「52万円」を「54万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 2 1 号

各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

各務原市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

（1）主文

（2）事案の概要

（3）審査申出人及び市長の主張の要旨

（4）理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議第 22 号

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例について

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

福祉の里の業務の一部を見直すため、この条例を定めようとする。

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例

各務原市福祉の里条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中イを削り、ウをイとし、同条第7号中オを削り、カをオとする。

第11条第1号に次のように加える。

ウ 創作活動等に要する費用として実費相当額の範囲内で市長が定める額

第11条第2号ア中「第7条第2号アに掲げる業務に係る使用者は、」を削り、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第4号エ中「1,575円以下」を「1,620円以下」に改める。

第15条中「（第7条第7号オの業務に係る施設を除く。次条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 23 号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定地域密着型通所介護の人員等に関する基準を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）」を「

第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

」

に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第42条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定

地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節及び第4節において「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定

地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に

規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事

業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供され

る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症（法第5条の2

に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提

供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関

する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療

養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（県基準条例第68条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければな

らない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (10) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関（当該指定療養通所介護事業者との間で、緊急時に利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この節において同じ。）を定めておかななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項にお

いて「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有

する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「、第40条」を削り、「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項中」を「第59条の11第2項中」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項の規定による」を「第59条の17第2項に規定する」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第1項中」を「第59条の11第1項中」に、「指定認知症対応型通所介護事業所」を「指定地域密着型通所介護事業所」に改め、「、「従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項の規定による」を「第59条の17第2項に規定する」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項中」を「第59

条の11第2項中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「、第72条、第76条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「要介護認定」を「当該利用者が受けている要介護認定」に、「第72条第2項中」を「第59条の11第2項中」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項中」を「第59条の11第2項中」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項の規定による」を「第59条の1

7第2項に規定する」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「第72条第2項中」を「第59条の11第2項中」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改め、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 24 号

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定介護予防認知症対応型通所介護の運営に係る基準を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項の規定による」を「次条において準用する第39条第2項に規定する」に改める。

第65条中「、第37条（第4項を除く。）及び第38条」を「及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」に、「と「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項の規定による」を「第39条第2項に規定する」に改める。

第86条中「、第38条」を「から第39条まで」に、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に、「第56条中」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中」に改め、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第25号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（認定審査会の委員の任期）

第2条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第6条第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

第4条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に任命された各務原市介護認定審査会の委員の任期については、なお従前の例による。

議第 26 号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のよ
うに改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 27 号

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例

各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類			離隔距離 (cm)					備考	
			入力	上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料以外	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下）	—	15注	15	注 浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
				内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下）	—	—	60	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15	15	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	15	
	密閉式		内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—	
				21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナー	—	2注	2	2	

					一が70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)						
				屋外用	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15		
	不燃	半密閉式	浴室	室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	—	4.5注	—	4.5		
					内がま	—	—	—	—		
				浴室	室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	—	4.5	—	4.5	
					外がまでバーナー取り出し口のあるもの	—	4.5	—	4.5		
					内がま	—	—	—	—		
				密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	—	2		
				屋外用	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下	60	15	15	15		
		不燃			39kW以下	50	5	—	5		
				上記に分類されないもの	—	60	15	60	15		
温風暖房	気体燃料	不燃以外	半密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1 風道を使用するものにあつては

機	液 体 燃 料	不 燃	密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	15cmとす る。 注2 ダクト 接続型以 外の場合 にあって は100cmと する。								
					26kWを超え70kW以下	100	15	100	15										
					温風を全周方向 に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150									
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10									
					密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100		10							
					不 燃	半密閉式	強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	70kW以下	80		5	—	5					
								温風を全周方向 に吹き出すもの	26kW以下	80		150	—	150					
								強制排気型	26kW以下	50		5	—	5					
								密閉式	強制給排気型	26kW以下		50	5	—	5				
					上記に分類されないもの					—		100	60	60	60	注2			
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃	開 放 式	強 制 対 流 型	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル 付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注 機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。								
					据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15									
					不 燃	開 放 式	強 制 対 流 型	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル 付こんろ	14kW以下	80		0	—	0					
								据置型レンジ	21kW以下	80		0	—	0					
								上記に分類されな いもの					使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200	
								使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150		100	200	100					
使用温度が300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50														
ボ イ ラ	気 体 燃 料	不 燃	開 放 式	強 制 対 流 型	フードを付けな い場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5									
					フードを付ける 場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5									
					半密閉式					12kWを超え42kW以下		—	15	15	15				
					密閉式					12kW以下		—	4.5	4.5	4.5				
					屋外用					42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5				
					不 燃	開 放 式	強 制 対 流 型	フードを付けな い場合	42kW以下	60		15	15	15					
								フードを付ける 場合	42kW以下	15		15	15	15					
					不 燃	開 放 式	強 制 対 流 型	フードを付けな い場合	7kW以下	30		4.5	—	4.5					

	燃			い場合									
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5				
		半密閉式			42kW以下	—	4.5	—	4.5				
		密閉式			42kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
		屋外用	フードを付けない場合		42kW以下	30	4.5	—	4.5				
			フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5				
液体燃料	不燃	12kWを超え70kW以下		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15					
		12kW以下		12kW以下	40	4.5	15	4.5					
	燃	12kWを超え70kW以下		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5					
		12kW以下		12kW以下	20	1.5	—	1.5					
上記に分類されないもの				23kWを超える	120	45	150	45					
				23kW以下	120	30	100	30					
ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注 熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	注		4.5	
		燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5			
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	注		4.5	
		液体燃料	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100		100	
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100		15	
燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100				
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5				
上記に分類されないもの				—	150	100	150	100					
乾燥設備	気体燃料	不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
			開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5			
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30			

簡易湯沸設備	気体燃料 不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15	
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型			フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料		不燃以外			12kW以下	40	4.5	15	4.5
			不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5
	給湯湯沸設備	気体燃料 不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
密閉式			常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
屋外用			常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
不燃			半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
	瞬間型			12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5		

		閉式										
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
		瞬間型	調理台型		12kWを超え70kW以下	—	0	—	0			
			壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5			
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
		不燃			12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
		上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料以外	不燃開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2 方向性を有するものにおいては100cmとする。		
				全周放射型	7kW以下	100	100	100	100			
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1		4.5	
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
		不燃開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5			
				全周放射型	7kW以下	80	80	80	80			
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	注1		4.5	
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
	液体燃料以外	不燃開放式	放射型	放射型	7kW以下	100	50	100	20			
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100			
				7kW以下	100	50	50	50				
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15			
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150			
					7kW以下	100	100	100	100			
不燃開放式		放射型	7kW以下	80	30	—	5					
		自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100					
			7kW以下	80	30	—	30					
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5				
			温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150				
			7kW以下	80	100	—	100					
	固体燃料				—	100	50	50	50			
							注2	注2	注2			
調理用器具	気体燃料以外	不燃開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の隔離距離を示す。		
				卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	注			
				バー加熱部	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15		15	

理 用 機 器	誘導加熱式調理器（こ んろ形態の ものに限 る。）	調理器でないもの		—	10 注2	—	10 注2	後方の離 隔距離（こ んろ部分 が電磁誘 導加熱式 調理器で ない場合 における 発熱体の 外周から の距離）を 示す。 注2 機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離（こ んろ部分 が電磁誘 導加熱式 調理器の 場合にお ける発熱 体の外周 からの距 離）を示 す。			
			4. 8kW以下（1口当たり 1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2				
				—	15 注1	—	15 注1				
				—	10 注2	—	10 注2				
			4. 8kW以下（1口当たり 1kW以下）	100	2	2	2				
				—	10 注1 注2	—	10 注1 注2				
			こんろ部分の全 部が電磁誘導加 熱式調理器のも の	100	2	2	2				
				—	10 注2	—	10 注2				
			不燃	電気 こん ろ、電気レ ンジ、電磁 誘導加熱式 調理器（こ んろ形態の ものに限 る。）	こんろ部分の全 部又は一部が電 磁誘導加熱式調 理器でないもの	4. 8kW以下（1口当たり 3kW以下）	80		0	—	0
							—		0 注1 注2	—	0 注1 注2
5. 8kW以下（1口当たり 3. 3kW以下）	80	0				—	0				
	—	0 注2				—	0 注2				
電 気 天 火	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口 面にあっ ては10cm とする。			
			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注				
電 子 レ ン ジ	不燃以外	電熱装置を有するも の	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口 面にあっ ては10cm とする。			
			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注				
電 気 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型（壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5				
			2kW以下	100	100	100	100				
			2kW以下	100	4.5	4.5	4.5				
		自然対流型（壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5				
			2kW以下	80	80	—	80				
			2kW以下	80	0	—	0				

電気 乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気 乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2 排気口面にあっては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気 温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第28号

各務原市青年館条例の一部を改正する条例について

各務原市青年館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

テニスコートを廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市青年館条例の一部を改正する条例

各務原市青年館条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

体育室	1,000円	500円						
テニスコート	1,000円	500円						

を

」

「

体育室	1,000円	500円						
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

に

」

改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

議第 29 号

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例について

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

総合運動公園にアーチェリー場を設置する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市体育施設条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6 一般野球場南の部及びソフトボール場の部を削る。

別表第7中

「

各務原市那加地区体育館 各務原市稲羽地区体育館 各務原市鵜沼地区体育館 各務原市鵜沼西地区体育館 各務原市蘇原地区体育館	一般	1時間	500円
	高校生以下	1時間	250円

」

を

「

各務原市那加地区体育館 各務原市稲羽地区体育館 各務原市鵜沼地区体育館 各務原市鵜沼西地区体育館 各務原市蘇原地区体育館	アリーナ	一般	1時間	500円
		高校生以下	1時間	250円
	多目的ルーム		1時間	300円

」

に改める。

第2条 各務原市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

教育キャンプ場			無料
---------	--	--	----

」

を

「

アーチェリー場	専用使用	市内	1時間	2,000円
		市外	1時間	4,000円
	個人使用		1人1回	200円
			回数券（11枚つづり）	2,000円
教育キャンプ場			無料	

」

に改める。

第3条 各務原市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

アーチェリー場	専用使用	市内	1時間	2,000円
		市外	1時間	4,000円

」

を

「

ソフトボール場	市内		1面1時間	600円
	市外		1面1時間	1,200円
アーチェリー場	専用使用	市内	1時間	2,000円
		市外	1時間	4,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年4月4日
- (3) 第3条の規定 平成28年8月8日

議第30号

各務原市民広場設置条例の一部を改正する条例について

各務原市民広場設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

朝日憩いの広場を新設するため、この条例を定めようとする。

各務原市民広場設置条例の一部を改正する条例

各務原市民広場設置条例(昭和58年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

朝日憩いの広場	各務原市鵜沼朝日町2丁目30番地
---------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第 3 1 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

0円)」を加え、同項第7号中「2万5,000円」の次に「(増改築にあつては、3万6,000円)」を、「5万5,000円」の次に「(増改築にあつては、8万1,000円)」を、「8万6,000円」の次に「(増改築にあつては、12万7,500円)」を、「16万7,000円」の次に「(増改築にあつては、24万9,500円)」を、「29万7,000円」の次に「(増改築にあつては、44万4,000円)」を、「50万8,500円」の次に「(増改築にあつては、76万1,000円)」を、「93万8,000円」の次に「(増改築にあつては、140万5,500円)」を、「133万9,000円」の次に「(増改築にあつては、200万6,500円)」を、「163万9,500円」の次に「(増改築にあつては、245万7,500円)」を加え、同表23の項第1号中「市長が定めた機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「添付する場合」の次に「その他市長が定める方法による場合」を加え、「機関による」を「登録住宅性能評価機関による」に改め、同項第2号中「機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同号エ中「建築物」の次に「(エに掲げる建築物を除く。)」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 住宅以外の建築物（用途に応じて1次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法による場合に限る。）

(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 9万2,000円

(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 15万4,000円

(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 24万8,000円

(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 32万4,000円

(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 39万円

(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 45万7,000円

別表23の項第2号中「エ(ア)から(カ)まで」の次に「又はオ(ア)から(カ)まで」を加え、同項第3号中「市長が定めた機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「添付する場合」の次に「その他市長が定める方法による場合」を加え、「機関による」を「登録住宅性能評価機関による」に改め、同項第4号中「機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同号エ中「建築物」の次に「(エに掲げる建築物を除く。)」

を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 住宅以外の建築物（用途に応じて1次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法による場合に限る。）

(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 4万7,000円

(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 8万円

(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 13万3,000円

(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 17万6,000円

(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 21万2,000円

(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 25万円

別表23の項第4号中「エ(ア)から(カ)まで」の次に「又はオ(ア)から(カ)まで」を加え、同表に次のように加える。

<p>24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているこ</p>	<p>登録住宅性能評価機関による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (ア) 申請戸数が1の場合 5,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 1万7,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万9,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 4万8,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 8万5,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 13万5,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 17万円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 18万1,000円 ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 1万円 (イ) 床面積が300平方メートル</p>	<p>1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記アに掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合</p>
---	---	---	--	---

<p>とを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合に限る。)</p>	<p>を超え2,000平方メートル以下のもの 2万9,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万5,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 13万5,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 17万円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 21万3,000円 エ 住宅以外の建築物 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 1万円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 2万9,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万5,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 13万5,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 17万円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 21万3,000円</p>	<p>の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額、左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 6 法第30条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。</p>	
<p>2 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー</p>	<p>登録住宅性能評価機関による審査を受けていない</p>	<p>1 ア 一戸建ての住宅 3万6,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (ア) 申請戸数が1の場合 3万6,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の</p>	<p>1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階</p>

<p>一消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>い建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>場合 7万3,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 10万3,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 14万5,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 20万8,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 29万8,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 40万4,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 52万9,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 62万2,000円 ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 11万6,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 19万1,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 29万8,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 38万2,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 45万6,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 53万2,000円 エ 住宅以外の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第8条第1号イ（2）及びロ（2）の基準を満たしていることを確認する場合に限る。） (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 9万2,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 15万4,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 24万8,000円</p>	<p>段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記アに掲げる額及び左記エ（ア）から（カ）まで又はオ（ア）から（カ）までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、左記イ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ（ア）から（カ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額、左記ウ（ア）から（カ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記エ（ア）から（カ）まで又はオ（ア）から（カ）までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を</p>
--	---------------------------------	---	---

			<p>(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 32万4,000円</p> <p>(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 39万円</p> <p>(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 45万7,000円</p> <p>オ 住宅以外の建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 25万6,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 40万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 58万円</p> <p>(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 71万1,000円</p> <p>(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 83万8,000円</p> <p>(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 95万6,000円</p>	<p>合計した額とする。</p> <p>6 法第30条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。</p>
3	法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲	登録住宅性能評価機関による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1 <p>ア 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p> <p>(ア) 申請戸数が1の場合 3,000円</p> <p>(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 6,000円</p> <p>(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 1万円</p> <p>(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 1万7,000円</p> <p>(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 2万9,000円</p> <p>(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 5万1,000円</p> <p>(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 8万1,000円</p> <p>(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 10万2,000円</p> <p>(ケ) 申請戸数が300を超える場合 10万9,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分</p>	<p>1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>3 一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記アに掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。</p> <p>4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申</p>

げる基準に適合していることを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合に限る。)

- (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 6,000円
 - (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1万7,000円
 - (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 5万1,000円
 - (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 8万1,000円
 - (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 10万2,000円
 - (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 12万8,000円
- エ 住宅以外の建築物
- (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 6,000円
 - (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1万7,000円
 - (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 5万1,000円
 - (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 8万1,000円
 - (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 10万2,000円
 - (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 12万8,000円

請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。

5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額、左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。

6 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

4	法第	登録住	1	ア	一戸建ての住宅	1万9,000	1	左記の「住戸部分」
---	----	-----	---	---	---------	---------	---	-----------

<p>31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>宅性能評価機関による審査を受けていない建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p> <p>(ア) 申請戸数が1の場合 1万9,000円</p> <p>(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 3万8,000円</p> <p>(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 5万4,000円</p> <p>(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 7万6,000円</p> <p>(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 10万9,000円</p> <p>(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 15万8,000円</p> <p>(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 21万6,000円</p> <p>(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 28万2,000円</p> <p>(ケ) 申請戸数が300を超える場合 32万9,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 5万9,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 9万8,000円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 15万7,000円</p> <p>(エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 20万5,000円</p> <p>(オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 24万5,000円</p> <p>(カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 28万7,000円</p> <p>エ 住宅以外の建築物(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合に限る。)</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 4万7,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 8万円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル</p>	<p>とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>3 一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記アに掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)まで又はオ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。</p> <p>4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。</p> <p>5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額、左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及</p>
---	---	--	--

			<p>以下のもの 13万3,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 17万6,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 21万2,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 25万円 オ 住宅以外の建築物(エに掲げる建築物を除く。) (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 12万9,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 20万7,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 29万8,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 36万9,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 43万6,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 50万円</p>	<p>び左記エ(ア)から(カ)まで又はオ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 6 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。</p>
5 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下この項において「性能表示認定」という。)の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた性能表示認定申請手数料	1 件につき	<p>ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (ア) 申請戸数が1の場合 5,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 1万7,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万9,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 4万8,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 8万5,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 13万5,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 17万円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 18万1,000円 ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル</p>	<p>1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記アに掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住</p>

<p>(登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合に限る。)</p>	<p>以下のもの 1万円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 2万9,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万5,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 13万5,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 17万円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 21万3,000円 エ 住宅以外の建築物 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 1万円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 2万9,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万5,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 13万5,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 17万円 (カ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 21万3,000円</p>	<p>戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額、左記ウ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。</p>	
<p>6 性能表示認定の申請に対する審査(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>登録住宅性能評価機関による審査を受けしていない性能表示認定申請手数料</p>	<p>1 件につき ア 一戸建ての住宅 (ア) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合 1万8,000円 (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 3万6,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) (ア) 申請戸数が1の場合 1万8,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 3万4,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下</p>	<p>1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記ア(ア)又は(イ)に掲げる額及び左記オ(ア)から(カ)ま</p>

			<p>の場合 4万9,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 7万1,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 10万6,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 16万円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 22万8,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 29万5,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 33万6,000円 ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(イに掲げる住宅の住戸部分を除く。) (ア) 申請戸数が1の場合 3万6,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 7万3,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 10万3,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 14万5,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 20万8,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 29万8,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 40万4,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 52万9,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 62万2,000円 エ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 11万6,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 19万1,000円 (ウ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 29万8,000円 (エ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 38万2,000円 (オ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 45万6,000円 (カ) 床面積が2万5,000平方メー</p>	<p>で又はカ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)まで又はウ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ(ア)から(ケ)まで又はウ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額、左記エ(ア)から(カ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記オ(ア)から(カ)まで又はカ(ア)から(カ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。</p>
--	--	--	--	--

			<p>トルを超えるもの 53万2,000円</p> <p>オ 住宅以外の建築物（省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合に限る。）</p> <p>（ア）床面積が300平方メートル以下のもの 9万2,000円</p> <p>（イ）床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 15万4,000円</p> <p>（ウ）床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 24万8,000円</p> <p>（エ）床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 32万4,000円</p> <p>（オ）床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 39万円</p> <p>（カ）床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 45万7,000円</p> <p>カ 住宅以外の建築物（オに掲げる建築物を除く。）</p> <p>（ア）床面積が300平方メートル以下のもの 25万6,000円</p> <p>（イ）床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 40万7,000円</p> <p>（ウ）床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 58万円</p> <p>（エ）床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 71万1,000円</p> <p>（オ）床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 83万8,000円</p> <p>（カ）床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 95万6,000円</p>
--	--	--	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 3 2 号

各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例について

各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会委員の任期を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例

各務原市建築審査会条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に任命された各務原市建築審査会の委員の任期については、なお従前の例による。

議第33号

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

新たな負担区を設定するため、この条例を定めようとする。

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年条例第19号）の
一部を次のように改正する。

第4条の表に次のように加える。

第3負担区	500円
-------	------

第6条の次に次の1条を加える。

（第3負担区内の農地等の賦課対象区域からの除外）

第6条の2 市長は、第3負担区内の田、畑、山林、原野、池沼又は雑種地（以下「第3負担区内の農地等」という。）について、当該賦課対象区域から除外することができる。

2 前項の規定により賦課対象区域から除外された第3負担区内の農地等が宅地化された場合は、賦課対象区域に編入するものとし、当該編入した日を第5条第1項の公告の日とみなす。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議第 34 号

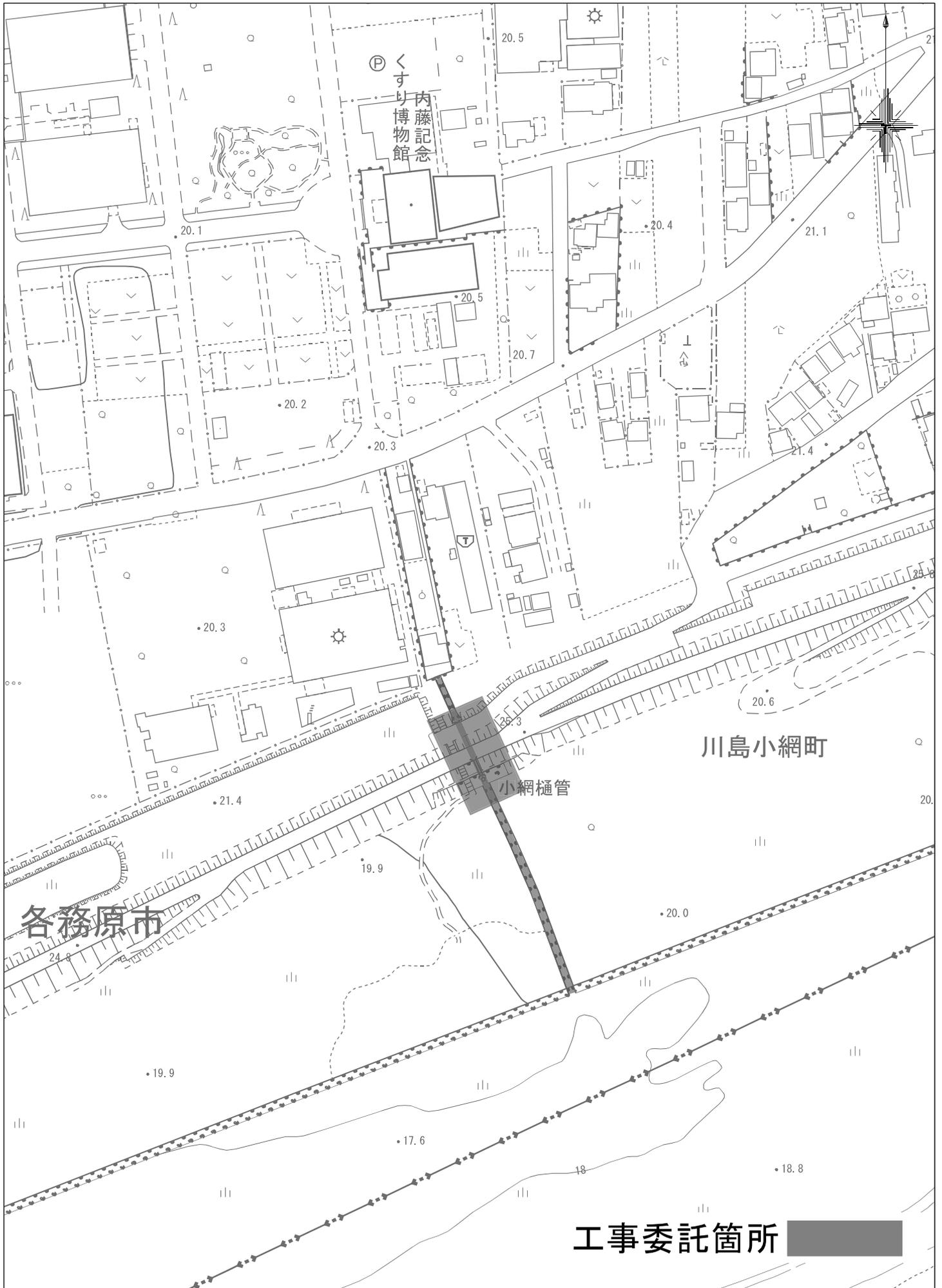
工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成 28 年度木曾川小網樋管改築工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 310,177,765 円 |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号
国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 茅野 牧 夫 |



議第35号

土地の無償貸付の変更について

土地の無償貸付（平成17年5月16日議決・平成19年5月14日貸付の期間の変更の議決）の一部を次のように変更するものとする。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

3を次のように改める。

- 3 貸付の期間 平成49年3月31日まで。
ただし、貸付の期間は、更新することができる。

議第 36 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

1 権利放棄の内容

市営住宅使用料

2 債務者

住 所 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

氏 名 ※※ ※※

3 権利放棄する金額

483,500 円

4 権利放棄の理由

債務者が死亡しており、その債務に関する相続人がいないため。

議第 37 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

1 権利放棄の内容

市営住宅使用料

2 債務者

住 所 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

氏 名 ※※ ※※

3 権利放棄する金額

199,962 円

4 権利放棄の理由

債務者が死亡しており、その債務に関する相続人がいないため。

議第 38 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

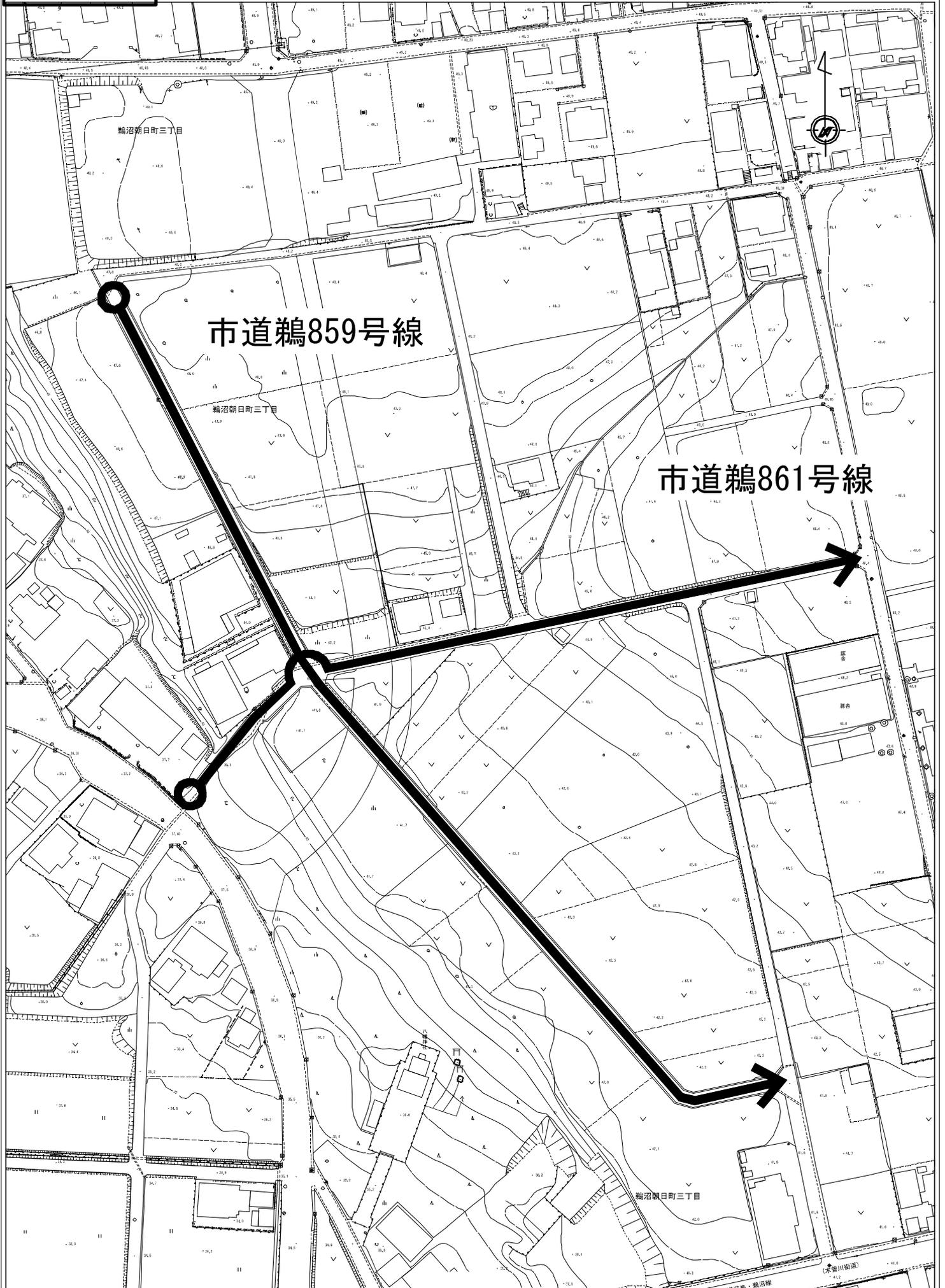
市道鵜 36 号線外 1 道路改良舗装事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

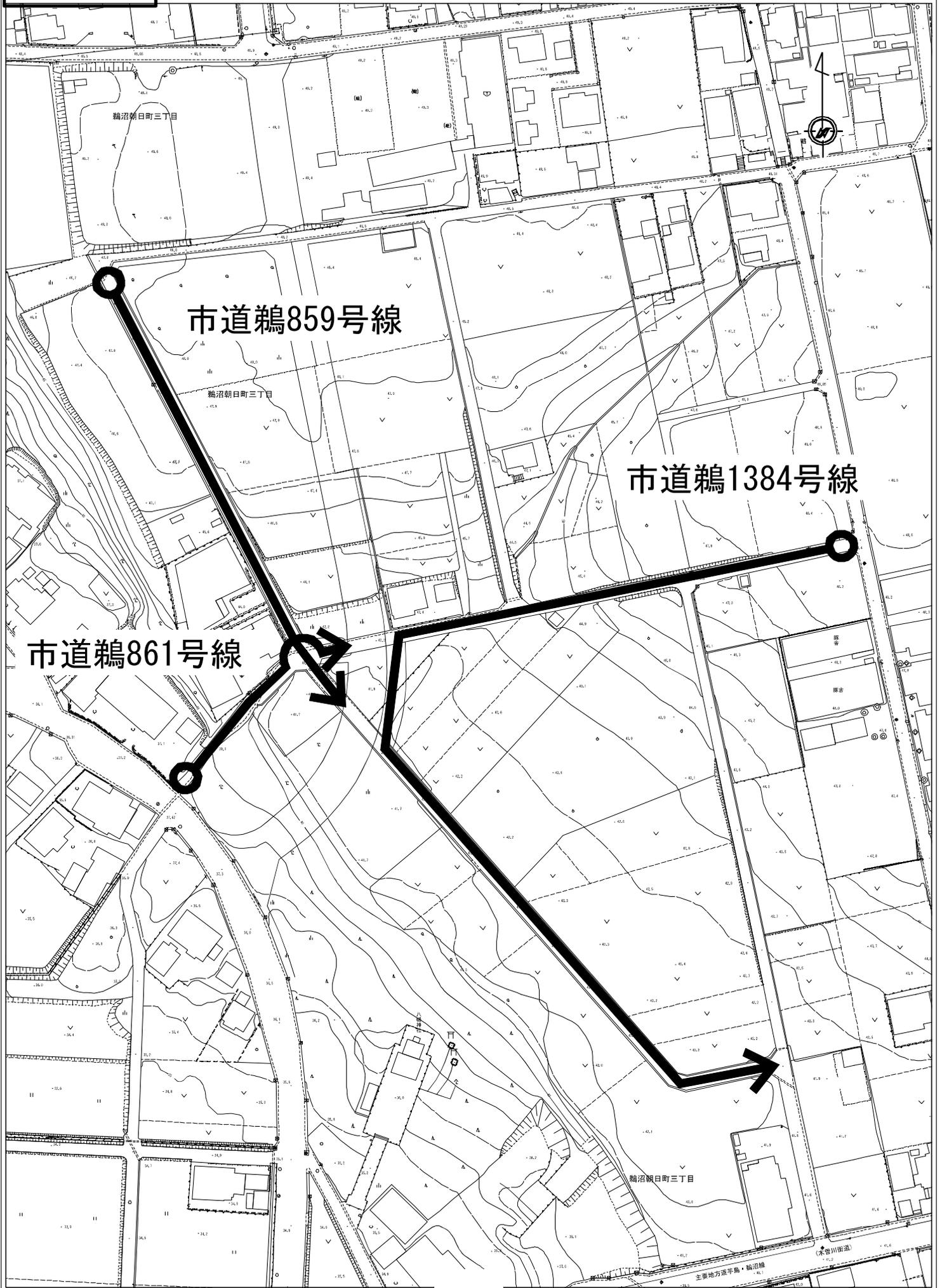
1 廃止路線

路線名	起 点		重要な経過地
	終 点		
市道 鵜 859 号線	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 18 番	地先から	
	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 73 番	地先まで	
市道 鵜 861 号線	各務原市前渡東町 6 丁目 35 番	地先から	
	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 61 番	地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点		重要な経過地
	終 点		
市道 鵜 859 号線	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 18 番	地先から	
	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 23 番 1	地先まで	
市道 鵜 861 号線	各務原市前渡東町 6 丁目 35 番	地先から	
	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 37 番 1	地先まで	
市道 鵜 1384 号線	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 84 番	地先から	
	各務原市鵜沼朝日町 3 丁目 73 番	地先まで	





議第 39 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
市道 鵜 373 号線	各務原市鵜沼各務原町 7 丁目 5 番 1	地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 7 丁目 3 番 1	地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
市道 鵜 373 号線	各務原市鵜沼各務原町 7 丁目 5 番 4	地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 7 丁目 7 1 番 5	地先まで	

市道鵜373号線



市道鵜373号線



議第40号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加長塚町※※※※※※※※

氏 名 浅野 春 夫

生年月日 昭和19年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、浅野春夫氏を任命しようとする。

議第41号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市須衛町※※※※※※※※※※

氏 名 足 立 孝 之

生年月日 昭和16年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、足立孝之氏を任命しようとする。

議第42号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市各務おがせ町※※※※※※※

氏 名 足 立 可 美

生年月日 昭和13年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、足立可美氏を任命しようとする。

議第43号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市鵜沼古市場町※※※※※※※

氏 名 阿部浩明

生年月日 昭和41年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、阿部浩明氏を任命しようとする。

議第44号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市蘇原熊田町※※※※※※※※

氏 名 伊 藤 博

生年月日 昭和16年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、伊藤博氏を任命しようとする。

議第45号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市川島河田町※※※※※※※※

氏 名 巖 田 繼 廣

生年月日 昭和23年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、巖田繼廣氏を任命しようとする。

議第46号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市三井町※※※※※※※※※※

氏 名 奥 村 政 広

生年月日 昭和30年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、奥村政広氏を任命しようとする。

議第47号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原伊吹町※※※※※※※※

氏 名 河 合 正 嘉

生年月日 昭和21年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、河合正嘉氏を任命しようとする。

議第48号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加前野町※※※※※※※※

氏 名 川 嶋 綱 男

生年月日 昭和26年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、川嶋綱男氏を任命しようとする。

議第49号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市鵜沼西町※※※※※※※※※

氏 名 木野昇

生年月日 昭和17年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、木野昇氏を任命しようとする。

議第50号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市那加新加納町※※※※※※※

氏 名 小島秀俊

生年月日 昭和15年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、小島秀俊氏を任命しようとする。

議第51号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市蘇原坂井町※※※※※※※※

氏 名 小 林 始

生年月日 昭和22年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、小林始氏を任命しようとする。

議第52号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加西市場町※※※※※※※

氏 名 坂 井 孝 子

生年月日 昭和17年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、坂井孝子氏を任命しようとする。

議第53号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市鵜沼三ツ池町※※※※※※※

氏 名 櫻 井 千 佳 子

生年月日 昭和49年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、櫻井千佳子氏を任命しようとする。

議第54号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 土屋輝男

生年月日 昭和22年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、土屋輝男氏を任命しようとする。

議第55号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市前渡西町※※※※※※※※※

氏 名 長 縄 進

生年月日 昭和16年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、長縄進氏を任命しようとする。

議第56号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市神置町※※※※※※※※※※

氏 名 松 尾 芳 樹

生年月日 昭和11年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、松尾芳樹氏を任命しようとする。

議第57号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市鵜沼大伊木町※※※※※※※

氏 名 山 田 義 夫

生年月日 昭和48年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、山田義夫氏を任命しようとする。

議第58号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原宮代町※※※※※※※※

氏 名 横山裕

生年月日 昭和20年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、横山裕氏を任命しようとする。

議第59号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成28年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市尾崎南町※※※※※※※※※

氏 名 白 井 喜 久 枝

生年月日 昭和33年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員山田秀夫氏の任期が6月30日に満了するため、その後任の候補者に白井喜久枝氏を推薦しようとする。

